

日 刊

新東京

No.1732

2018年
12月11日(火)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報誌

03-5606-6784
内線 4353

S 適正な支部運営のためS

第1回支部会計担当者会議に出席 会計処理のスキルアップを目指す

11月18日(水)、大塚駅にあるホテル・ベルクラシック東京にて第1回支部会計担当者会議がおこなわれました。新東京支部からは、共済部長の佐藤執行委員と会計担当になった高橋執行委員が出席してきました。当日は、東京の各支部より53名の代表者が集まりました。今年度から新しく会計を担

当する役員が約半数いることもあり、まずは基本的な処理の仕方などを学習する会議となりました。

また、当日は同じホテルにてITセミナーも開催されており、午後からは会計会議で使用したパソコンを使用しての日報紙作りもおこなわれました。

会計会議の冒頭、東京地本の

小林副委員長より挨拶がありました。自然災害が近年多発している現状は皆さん身にしみて分かっていると思います。仲間の助け合い、自分の家族や住居を守るためにも共済の重要さを今一度考えてみて欲しい。年末年始に向け会社と交通安全宣言を締結しました。労災や死亡事故のゼロを目指していきましょう。JPSマイルプロジェクトは、福島の相双支部への継続した取り組みをしていきます。11月4日に郵政の株式が上場されました。組合としても注視していきます。その他としては、春闘、特別手当、ベア、なんぼ当選の取り組みや後援会カード集約と現状報告などがありました。

議事の内容は、会計処理の基
本として全国で統一したやり方
で処理をすること、使用内容を
適正に経理し監査する必要があ
ることを再度確認しました。

続いて、地本会計監査の実施
報告では、適正に処理をされて
いるとの報告がありました。が、
支部別でレベルの高低が見られ
るため、改めて領収書を適正に
処理するための記入方法や報告
書の内容・資料の添付など使用
を裏付ける証拠の提出を指導し
ていくことを確認しました。新
東京支部は、地本の会計担当よ
りきちんとした会計処理をして
いるとの報告がありました。の
で、継続したチェックや適正な
会計処理をしていきたいと思
います。

会議の終盤では、パソコンを
使用し実際に各支部で使用され
る会計ファイルで入力処理の勉
強をし、会計処理のスキルアッ
プを図りました。

第2回の会計担当者会議を来
年の2月に開催する事を確認し
内容の濃い会議を終了しまし
た。



火災共済・自然災害共済に 加入しよう!!

割安な掛金で、大切な住宅や家財を幅広く保証する共済です!!
火災による損害のほか、落雷や他人の居室からの水漏れなどによる
損害にも対応。台風や洪水などの風水害に対しても共済金が支払
われます。自然災害共済は保証範囲がさらにワイドに!! 地震
、津波、噴火、盗難事故による損害に幅広く備えることができます。
詳しくは組合役員まで…

日 刊	JP新東京	No.1733	2015年12月2日(水)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

臨時支部長会議開催！！

2016春闘方針、一定程度示される。

～昨年同様の方向性をもって要求組み立て～

11月27日(金)、ホテルベルクラシック東京で開催された臨時支部長会議において2016春闘についてのJP労組の基本的な考え方が一定程度示されたのでお知らせします。

1 JP労組の基本的な考え方

① 16春闘の意義と上場後の春闘体制構築等のあり方

(1) 16春闘は、株式上場後初めて迎える春闘であり、直後になんば選挙を控えている意味からも、極めて重要な闘争となると考えています。

一方で、15春闘も、上場を迎えることを前提とした春闘となった経緯にあり、上場直後の現時点において、大きな状況変化が想定されるものではありません。しかし、厳しい経営環境は続いており、決して予断は許されない状況と考えます。

したがって、株式売却がさらに進められていく過程において会社の考え方を見極めながら、上場後の春闘の組み立てについて検討を重ねつつ、体制構築の在り方等を検討していく事とする予定です。

また、そのスタートとなる上場後最初の16春闘は、手探りの要素が多いのも事実です。今後の方向性を一定程度位置づける闘争ともなる事から、冷静かつ慎重に状況判断を行いながら闘争を進めていくこととします。

(2) なお、16春闘のキックオフと位置づけて開催したブロック別全国支部長会議においては、各支部長から多くの意見提起等が出され議論しました。特に期間雇用社員の処遇改善を強く求める意見が多く寄せられました。本部も共通認識がある中で、限られた財源の中で、局面ごとに、優先して改善をはかるべき事項を判断せざるを得ない状況であり、

そうした現状認識の上で、状況を見極めながら要求の組み立て及び交渉展開をはかっていくこととなります。

② 要求組み立ての考え方

(1) 上場後も、グループ体での経営推進が図られていくことから、グループ体処遇を基本に、主要四社に対する統一要求を組み立てることとなります。また、関連子会社の組合員とも連携を図り、全体の底上げを追求していくこととします。

(2) 組合員の生活実態調査の結果概要からは、これまでの春闘交渉等の成果が一定現れているものと推し量ることが出来る部分はあるものの、格差是正や均等処遇の実現と、生活の改善に向けた全体的な底上げの必要性が示唆されています。あらためて、一時金の従来水準までの回復等とあわせ、期間雇用社員の処遇改善を追求するとともに、ワークライフバランスの推進やワークルールの整備等に取り組んでいく必要があります。

(3) したがって、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を除き2%程度を基準とするといった賃上げ水準を含め、昨年度までの方針の延長線上にある連合の闘争方針(基本構想)も踏まえ、基本的には昨年と同様の方向性をもって要求の組み立てを行っていくこととなります。

16春闘の進め方

例年通り闘争本部が速やかに設置され、直ちに要求書を提出、春闘交渉に入ることとなります。連合の集中回答ゾーンである3月中旬の回答指定日での妥結を目指し、粘り強く交渉を進めます。

支部では、全組合員の参加を目指し家族を含めた会社宛の要求書名の集約が行われます。また、決議文を採択し会社宛に送付する事となります。この間、出来る限り組合員との往復運動を図るため、支部オルグ等の開催を企画していきます。

また、本部から示された情報は速やかに日刊紙に掲載し、情報共有に努めていきます。

連合等の春闘集会には積極的に参加し、職場の声を交渉に反映させるべく取り組みます。手始めに12月9日に開催される中央連協討論集会に参加し、支部として意見反映を行います。

新たな試みとして、速報性に特化した組合員宛速報メールの発信を実施する予定となっています。具体的な方法については別途周知されることとなります。

日 刊

新東京

No. 1 7 3 4

2015年
12月3日(木)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

野球サークル『新東京』 2015年全日程終了

11月28日(土)、錦糸町の「ニュー加賀屋」において、野球サークル『新東京』の納会を行いました。

当日は、部員や応援してくれた方々にも参加してもらい15名が集まりました。

最初に活動報告と会計報告を配布し、武田監督から「今年

一年間お疲れ様でした。中央連協大会は優勝できました。今年の全国大会は、東京・関東開催の為、東京大会の上位2チームが出場できましたが、一回戦で敗退し悔しい思いです。今年は雨で練習が中止の日が多かったです。来年はたくさん練習して全国大会出場を目指しましょう。」

と挨拶があり、続いて選手最年長の渡辺さんの乾杯で納会がスタートしました。

各テーブルそ

れぞれ盛り上が

っていました。次第に一つのテ

ーブルに集まり来年に向けての

課題や活動内容等を話し合い、

大変有意義な納会となりました。

武田監督の去就は語られませ

んでしたが、来年こそは武田監

督を全国大会に連れて行けるよ

う、チーム全員で頑張っていきま

す！



キャプテン 石井

2015年 野球サークル『新東京』 【活動報告】

①3月25日(水)→練習

《15名参加》

▼4月8日(水)→雨天中止

②4月22日(水)→練習試合(v s 城東、○8-2)

《13名参加》

③5月9日(土)→練習試合(v s 東筒保、△7-7)

《11名参加》

▼5月13日(水)→雨天中止

☆5月20日(水)→中央連協大会(一回戦v s 郵便輸送、

○12-0/決勝v s 日本橋、○11-3)

《19名参加》

▼6月3日(水)→雨天中止

④6月17日(水)→練習

《9名参加》

⑤7月15日(水)→練習

《9名参加》



☆7月22日(水)→東京大会(v s ベリーズ、●5-8)

《15名参加》

▼8月26日(水)→雨天中止

⑥10月7日(水)→練習

《9名参加》

▼10月17日(土)→雨天中止

◎11月28日(土)→納会

《15名参加》



※練習・練習試合→6回、雨天中止→5回でした。

マイナンバー郵便物 配送案件に係る対応等

本部は、マイナンバー郵便物の取扱いに関する会社指導において、一部の支社が誤解を招く表現があったことやマイナンバー郵便物の取扱いに特化した連日の社員周知が、結果的に職場全体を萎縮させており、また、職場での記者説明が社員への精神的負担となっている現実を受け止め、会社に対し強い問題提起を行ったところです。

会社は、本部の指摘を受け止め、今後もマイナンバー配送案件に係わる業務運行等に十分注視し、責任を持って必要な支社・郵便局指導を行っていくこととしました。

また、マイナンバー郵便物の誤配達等に関する記者説明については、これまでは関係省庁等からの要請に基づき、本社からの指示の下に実施してきたが、組合からの意見も踏まえ、11月24日(火)以降、各郵便局での説明を原則、実施しないとしました。

本部としては、勤務指定の度重なる変更や連日の超過勤務等、社員が懸命に頑張っている姿をきちんと受け止め、職場を萎縮させない、行き過ぎた指導とならないよう求めました。特に、本社から指示を行う場合、「指示の目的」を明確にし、何のための取り組みなのか、支社等へ正しく内容を伝え、誤解を生じさせない丁寧な説明を行うことについて改めて要請したところです。

さらに、今後の対策として、郵便局において行き過ぎた業務指導が行われないよう本社としてチェックを行い、支社に対しても注意喚起を行うこと、また、基本動作を徹底させるとともに、各郵便局の配達体制を万全とするため、要員配置が厳しい郵便局に対し支社支援を行わせる等の具体的な指示を行うよう求め、会社としても12月期の繁忙期を踏まえた必要な対策を指示していくとしたことから、引き続き今後の状況を注視し、各地方本部と連携しながら必要な対応を図っていくこととします。

なんば奨二の 言わせてください

臨時国会を開かないことは 「国民の知る権利」を否定することだ

先の通常国会の終盤での関心ごとに安保法制の行方はもちろんのこと、秋の臨時国会が開催されるか否かが注目されていました。当時、専らの噂は「臨時国会は開催されない」であり、理由は総理が外交日程で多忙との話が語られていました。10月の末日が近くなった今、民主党の臨時国会開催要求が無視されることは確実になりつつあります。また、報道各社は、臨時国会は見送り、来年の通常国会を1月4日に召集すると早々に報じており、政府の既定方針通りの様相です。

95日間の延長期間を含め、245日間、国民の「安保法制反対」の声を無視し、かつ、国会のルールも無視し、異例に次ぐ異例の強行採決を連続して「戦後最長の通常国会」を開催しておきながら、政権にとって都合が悪いとなれば国会を開催しないとは如何なものでしょうか。

大筋合意したとされるTPP交渉の内容や参議院における安保法制の委員会審議の結末、マイナンバーに関わる厚労省職員の贈収賄事件、閣僚の政治献金等諸問題をはじめ、内閣改造に伴う各閣僚への所信質疑は当然として直近の国会で行われるべきです。「国民の知る権利」を否定して唯我独尊の政治を行う安倍政権は、またもや民主主義を蔑ろにしようとしています。

恒例 支部レク 新春ボウリング大会

日時： 2016年1月31日（日）

場所： お台場 レジャーランド

奮ってご参加下さい！

火災共済の【家財】の保障をうまく利用して、日常生活の様々なリスクに備えましょう。

今年の7月1日にリニューアルした火災共済ですが、より保障が充実し、とても使い勝手が良くなりました。特に新しい特約が充実しており、既に他社の火災保険等に加入されている方も、【家財】の保障をうまく利用することにより、割安にこれらの特約に加入することが可能です。何点かポイントを紹介しますので、ぜひご活用ください。(既に火災共済に加入されている方は、継続時に新しい特約の付与をご検討ください。)

【Point ①】 マンション構造の新設

火災共済のマンション構造の新設の特約の付与について

風水害保障 ありタイプ		風水害保障 なしタイプ	
旧掛金 (戸建コンクリート)	新掛金 (マンション構造)	新掛金 (マンション構造)	
年払い1,000円	年払い3,000円	年払い2,500円	

これまで「木造」か「耐火」かの2種類しかなかった構造区分に、新たに「マンション構造」という区分が加わったことにより、耐火建築の共同住宅にお住まいの方は、これまでより安い掛金でご加入いただけます。

また、「マンション構造」のみ風水害保障を不担保に出来ますので、風水害リスクの保障が必要ないとお考えの方はさらに安く加入できます。

【Point ②】 類焼損害保障特約

そのお申し込みには
類焼損害保障特約

支払限度額 **1億円**

月額払い 200円
年払い 2,400円

契約書が火元となり近隣住居に被害を及ぼした場合は、近隣への賠償責任を負わなくても良い特約です(法律上の賠償責任の発生の有無に関わらず)。

自分が火元で、近隣の家や家財を燃やしてしまった時、お隣さんに対し共済金は支払われるのでしょうか？

このような場合は、火元の火災共済(火災保険)から隣家への保障はありません。

(「失火責任法」により「火元が重大な過失(重過失)により発生させた火災でない限り、損害賠償責任を負わなくても良い」と定められているため。逆にもらい火で自宅が燃えた場合、自身の火災共済から共済金が支払われますので、自分の身は自分で守るしかないという事です。)

しかし、隣家に対しては法的な責任は無いと言っても、実際には次のようなケースが考えられます。

〔例1〕戸建て自宅が火元となり、自宅もお隣さんも全焼してしまったが、火元の自分はしっかり保障に入っていたので建物も家財も新品になったのに対し、お隣

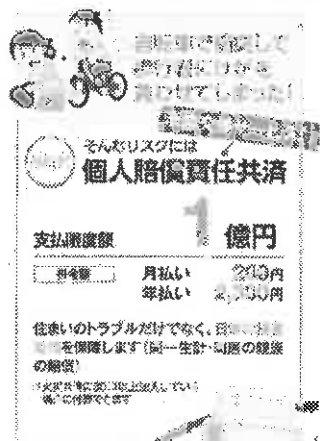
さんは十分な保障に入っていなかったため、もらい火なのにも関わらず再建に相当な出費が必要となる。

〔例2〕マンションの自室から出火し、火災の被害は自室だけにとどまったが、消火活動で水浸しになった階下の方が家財の保障に加入していなかったため、家具や家電製品、洋服などの日用品がまったく保障されない。 等々…。

上記のようになったら、法律上賠償の必要がないとはいえ、知らんぷりしてそれまで通りの生活を送ることが出来るでしょうか…。

自分が火元になってしまった場合の近隣の損害まで保障してくれるのがこの特約です。個人的には、この特約のために火災共済に入ろうと思える特約です。

【Point ③ 個人賠償責任共済（特約）】



日常生活で偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで発生する法律上の賠償責任を保障します。具体的には、

〔例1〕マンションで洗濯機の排水ホースが外れて階下に水漏れ。

〔例2〕買い物中、誤って商品を落として壊した。

〔例3〕スキーをしながら人にケガをさせた。 等々。

ご契約者の同一生計の同居の親族と別居の未婚の子どもまで対象となります。

示談交渉サービス付きです！

まだいくつかご紹介したい特約等ありますが、紙面の都合で今回はこの辺で。

ちなみに、私はマンションのローンを組んだ際、民間の保険会社で長期の火災保険に加入しましたが、色々とう入な時だったので、保険料が高くなる「類焼損害保障特約」は付帯しませんでした。それが少し心残りだったのですが、今回火災共済で付帯出来るようになったので、民間の保険で500万円しか入っていない少なすぎる家財の保障のカバーを兼ねて、「家財保障」+「類焼損害保障特約」で加入することにしました。マンションなので・・・

- 火災共済（家財）風水害不担保 保障額 1,000万円（100口）掛金 = 250円（月払い）
 - 類焼損害保障特約 支払限度額 1億円 掛金 = 200円（月払い）
- 合計で月額 450円の掛金です。（安い・・・）

皆様もぜひご検討を！

2 特分会忘年会のお知らせ

とき：2015年12月13日（日）

時間：集合18時20分 乾杯18時30分

場所：旬食個室居酒屋 柊亭（ひいらぎてい） 錦糸町店

参加希望の方は、2 特分会役員まで！

日 JP新東京 刊	No.1737	2015年12月8日(火)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

区分機宛区分の試行拡大について

会社は、現在、東京支社管内から関東支社管内（新岩槻局及びさいたま新都心局）で試行している区分機宛区分について、今年年賀から実施局を試行拡大するとしています。

本部は、なぜ年賀繁忙期の12月20日から1月5日までを試行期間としたのか、また具体的な作業方法の変更点について質しました。

会社は、把束を省略し、到着側の区分機供給単位に薄型パレットケースを作成して輸送することで、年賀の把束・解束作業の軽減に繋がるほか、年賀の送達速度の向上にも資することが出来るとしています。

本部は、具体的オペレーションが変更となることから丁寧な社員周知を行うこと、試行状況については別途情報提供を行うよう求めたところです。

会社は、丁寧な社員周知が出来るよう支社と充分調整するとともに、本部に対し試行状況の情報提供を行うとしています。

本部としては、差立局での把束、到着局での区分・解束作業が削減となることから了としたところですが、試行結果に基づき、通常期での拡大も検討していくとしていることから、引き続き試行状況を注視し必要な対応を図っていくこととします。

1 内容

現在、東京支社管内（新東京局ほか14局）から関東支社管内（新岩槻局及びさいたま新都心局）で試行している区分機宛区分について、今年年賀において実施局を試行拡大する。

2 区分機宛区分の概要

下図概要のとおり

3 拡大対象局

下表のとおり

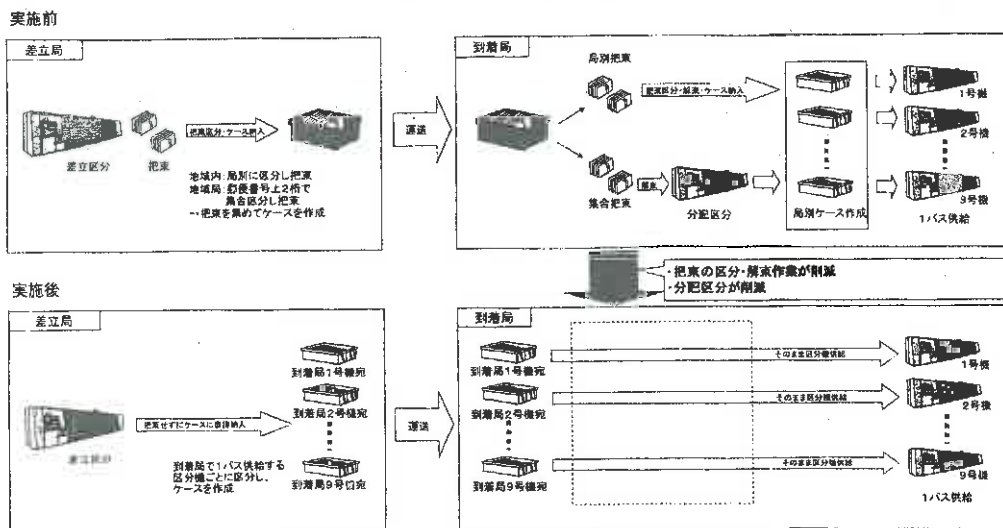
到着局↓\差立局→	新東京	東京北部	さいたま新都心	新岩槻	川崎港
新東京	■	—	○	○	○
東京北部	—	■	○	(調整中)	○
さいたま新都心	既実施	○	■	既実施	○
新岩槻	既実施	○	既実施	■	○
川崎東	(調整中)	—	—	—	■

○：区分機宛区分を実施（一部局宛も含む）、— 従来どおり
 本表以外の局間でも実施する場合がある。

4 今後の予定

年明け以降、順次通常郵便物でも区分機宛区分を試行拡大していく予定である。

区分機宛区分の概要



日刊
新東京

No.1739

2015年
12月10日(木)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

2016

春闘中央連協討論集会

12月9日、お茶の水にある連合会館201号室で開催された2016春闘中央連協討論集会に新東京支部から10名近くが中央連協の仲間と共に参加しました。

地本中田執行委員から本部の春闘素案の特徴を1時間以上にわたる熱い説明で提起を受けました。各支部からは、「昨年のベアは若い人重視の配分だったけど一律配分にしてほしい」、「輸送部門は給与

が黒字の世帯はない、休暇制度や手当制度を親会社と同じにしてほしい」、「ゆうちょ・かんぽは利益が上がっても一時金が低いまま、配分の優先順位をつけるのか」、「要求自体が天井を決めているのではないのか、組合員があきらめないようモチベーションの上がる要求をしてほしい」、「正社員登用の緩和や採用人数を増やしてほしい、期間雇用社員の処遇や賃金を仕事に見合

ったものにしてほしい」、「マイナンバーの問題は会社の準備不足もあるのではないか」、「社宅を期間雇用社員にも開放したらどうか」、「組合未加入者と加入者の処遇は同じじゃないか」、「早期離職者対策として資格者手当の創設をしたらどうか」、「宿泊事業では16カ所の廃止があり何百人も退職した、しわ寄せは期間雇用社員になっている、賃金だけでなく福利厚生や休暇の制度を改善してほしい」、「社員比率を上げてほしい」、「パワーハラやメンタルで休んでいる人が多い、管理者の教育体制の強化もしてほしい」など熱い論議となりました。

賃上げを基本に職場の労働条件が改善向上するためにも職場で論議をしていきましよう。

2016RENGO

『クラシノコアゲ応援団』

12月8日、日比谷野音で2016RENGOキャンペーン『クラシノコアゲ応援団』が開催され、新東京支部から5名参加しました。

キャンペーンの命題通り、フロントラインで働く、全ての働く仲間の生活がより良くなるよう、連合全体で意識統一を図り、来年の春闘を闘いぬくことを確認しました。

シングルマザーの生活向上のため取り組むNPO法人であったり、介護をしながら働き続ける団体の方だったり、引きこもやニート、不登校などの問題解決に向けて取り組む団体であったり、多くの団体の方から挨拶と課題提起がありました。

今の日本に蔓延る様々な課題が、多くの仲間の元で明らかになりました。一緒に参加した村野執行委員の目が赤くなっているのを見ました。

いま、私たちが出来る事に精一杯取り組む、この重要性を認識し、少しでも社会を良くするために、今の政権では不可能である事を確認しました。来夏の参議院選は、必ず勝利する事を確認しました。

2016『わたしたちは忘れない』

宮城県仙台市から南に40分くらいのところにある山元町で行われたふれあい産業祭に行ってきました。

2011年の津波被害から5回目の開催ですが、今年も天気にも恵まれて地域の特産であるホッキ貝、イチゴ、リンゴ、トマト、はらこ飯、野菜類などを味わってきました。

JR常磐線が津波被害でいまだに開通していませんが代行バスが巨理駅～相馬駅まで走っていますので大丈夫です。常磐線の高架化と高地への移設工事が進んでいました。役場は仮設ですが、若い人が集まりとても活気がありました。

東日本大震災からの復興はどんどん進んでいますが観光業がない地域とかによっては復興の差がでていいるなども感じてしまいます。

「わたしたちは忘れない…」ということで、遊びながらも復興支援してきました。

日 JP新東京 刊	No.1740	2015年12月11日(金)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

通常伝送上三号便 遅延対策・結束強化対策について

伝送上三号便の遅延が特に見込まれるクリスマス時期（12/20～12/25）に備えて、遅延対策を講じるとともに、スピードアップ施策の結束強化を図るため、通常伝送上三号便の優先到着が実施されません。

現況において、ゆうパック起点の伝送上三号便時と同様の方法は実施できない環境（一方に差立ホームがあるため、到着ホーム前で左右に分けられない）にあることから、遅延対策が講じられませんでした。

そこで対応策として、

1. 通常伝送上三号便の当該車両ダッシュボードに「優先」表示をする
2. 優先車両は運河側（すぐに到着ホーム）へ、優先以外の車両は周回させて郵便棟・事務棟間の通路から合流させる
3. 長時間の実施においては単に便間が離れるだけとなるため、実施時間帯を 19：45～20：30 の 45 分間とし、構内誘導員に誘導させる
ただし、到着状況により終了時間帯については延縮を可能とする

としています。

イメージ図は裏面を参照してください。

実施期間

2015年12月14日（月）～12月25日（金）

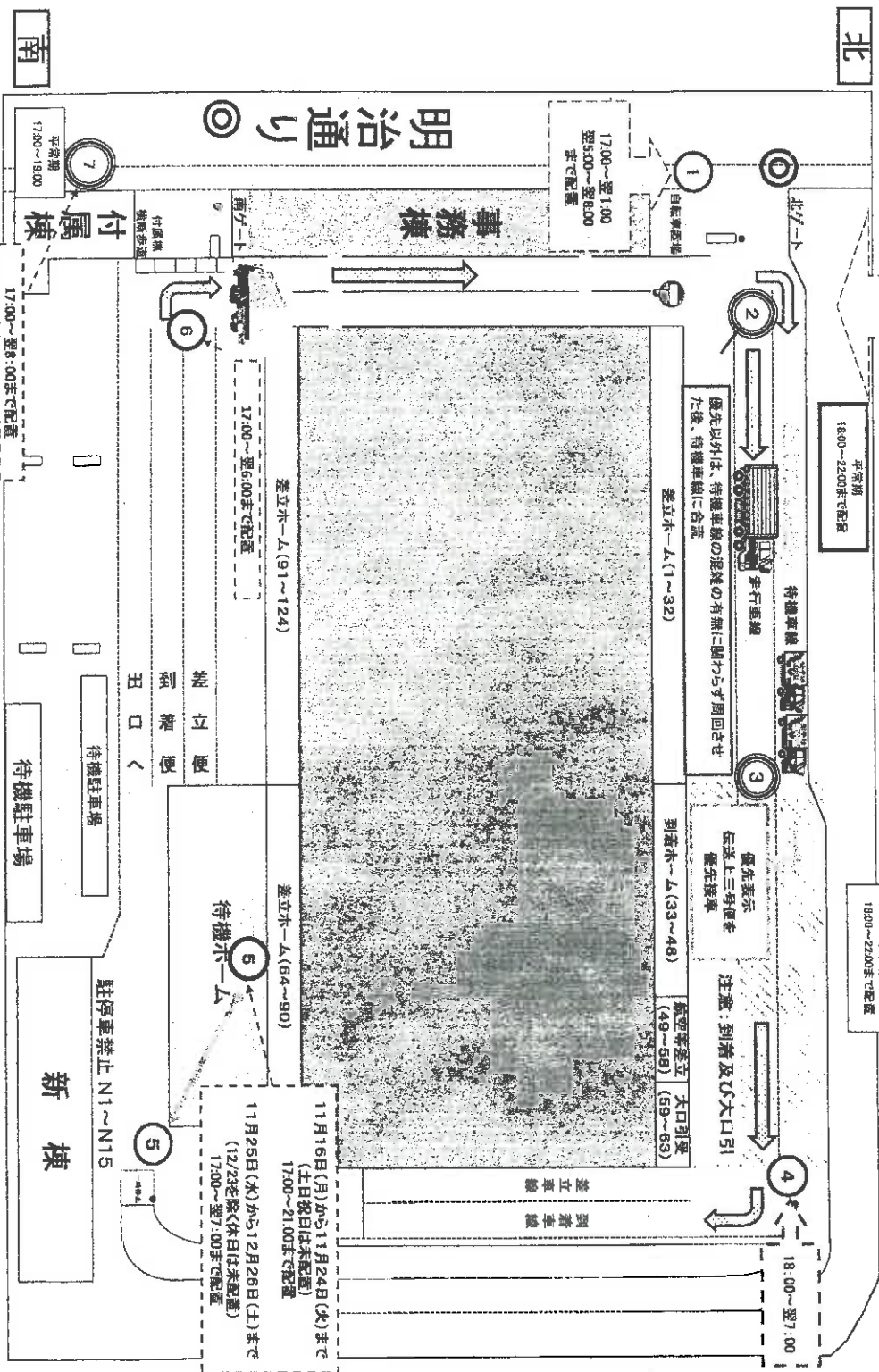
1階車両誘導員配置図(11月25日(水)17:00~12月29日(火)8:00迄)

2015.10.22 作成 新東京郵便局 郵便企画部
 ※一週11月16日(月)から
 図 1

※優先便誘導は
 ①19:45~20:30
 ②12/14~12/25
 の間で実施
 注:終了時間の遅延は責任
 者間の連絡をもって対応

③
 18:00~翌5:00まで配置
 休日未配置
 (12/20以降を除く)

注記
 ● : 社屋警備員(通年)
 (北7-1・南7-1)
 ○ : 平常期配置箇所



②
 17:00~翌5:00まで配置
 休日未配置
 (12/20以降を除く)

平常期
 18:00~22:00まで配置

平常期
 18:00~22:00まで配置

待機車線
 平常期
 優先以外は、待機車線の混雑の有無に問わず周回させ
 た後、待機車線に合流
 差立ホー-A (1~32)

優先表示
 伝達上3号機を
 優先接電
 注意: 到着及び大口引
 差立ホー-A (33~48)

平常期
 18:00~翌7:00
 差立車線
 到着車線
 差立ホー-A (49~58) (59~63)

差立ホー-A (91~124)
 17:00~翌6:00まで配置

差立ホー-A (64~90)
 待機ホー-A

11月16日(日)から11月24日(火)まで
 (土日祝日は未配置)
 17:00~21:00まで配置
 11月25日(水)から12月26日(土)まで
 (12/23を除く(休日)は未配置)
 17:00~翌7:00まで配置

南

北

明治通り

事務棟

付属棟

新棟

待機駐車場

待機駐車場

待機駐車場

平常期
 17:00~18:00

平常期
 17:00~翌8:00まで配置

付属棟
 棟前歩道

出入口

駐停車禁止 N1~N15

日 刊

ア新東京

No.1741

2015年
12月14日(月)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

特定秘密保護法

施行から1年経過

運用・監視の実態未だ見えず

公務員らの機密漏えいに厳罰を科す特定秘密保護法が施行されてから今年10日で1年を迎えた。1日には経過措置を終え完全施行になり、適性評価をクリアした職員のみ特定秘密を扱えるようになった。

だが運用の実態は依然として不透明で、政府による乱用を防ぐ監

視機関も機能しているとは言い難い。政府側の裁量で秘密指定の範囲が際限なく広がらないか、何が秘密かも秘密とされ、国民の「知る権利」を制約するのではないか、法律への懸念は深まる一方だ。

特定秘密を扱う公務員の身辺を調べる適性評価の対象は97, 560人だが、防衛・外務両省の職

員ら25人が適性評価を拒否したことが分かり、公務員の一部にも抵抗感があることがうかがえる。この法律で特に問題なのは、恣意(しい)的な秘密指定を防ぐ監視機関の実効性に疑問が残る点だ。

政府はチェック機関として「内閣保全監視委員会」を内閣官房に設置し、内閣府には「独立公文書管理監」と「情報保全監察室」を置いたが、いずれも身内の組織に過ぎない。

国会が国民の代表として監視役を果たさねばならないが、その審査の実態も不透明で実効性に疑問が残る。

衆参両院に運用をチェックする「情報監視審査会」が設けられ、先の通常国会から始動したが、審

査は非公開の「秘密会」で行われる。そもそも審査会には指定解除などの「勧告」の権限はあるものの、「安全保障上の必要性」があれば政府は拒むことができ、強制力はない。しかも衆参委員各8人も与党が多数を占めているため、政府の追認機関となりかねない。安全保障関連にかかわる部分でも懸念が残る。中谷防衛相は、自衛隊の海外派遣について国会承認を求めるとしても、特定秘密は公開しない方針を示している。集团的自衛権行使などの判断で重要な情報が秘匿されれば、国会承認自体が形骸化する。

秘密法の施行前の昨年9月に、会計検査院が憲法上の問題があるとの指摘をしていたことも分かった。憲法90条は国の収入や支出

の決算を検査院が全て検査すると規定しているが、特定秘密を含む文書が行政機関の判断で提示されない可能性があり、安全保障に関わる予算が機密扱いにされ膨張を重ねるのではとの懸念もある。

特定秘密の指定や監視の状況もほとんど見えない状況で、国民が検証するのも難しい。これでは情報統制の懸念が増すばかりで、民主主義の基盤を壊しかねない。このような不安材料の多い法律を放置するべきではないと思うのは私だけだろうか。

〈G〉

「恣意(しい)的」って どういう意味?

本文中にもあった「恣意的」の意味、皆さんご存じですか?

よく、「意図的」と混同して使っているのを見かけますが、実は根本的な違いがあります。「意図的」は、目的をもってわざとそうするさまを指し、「恣意的」は、論理的な必然性がなく思い付きで物事を判断するさまを指しています。

つまり、

意図的…あれって、わざとだよ

恣意的…あれって、適当でしょ

となるわけです。

ア 新 東 京

No. 1 7 4 2

2015年
12月15日(火)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

川柳……「J.P.労働組新聞」その他により

年 末 を 迎 え る 世 上

マイナンバー

- ・マイナンバー もはや覚える
桁じゃない(多摩市)
- ・トラブルは 何桁出るのか
マイナンバー(大和市)
- ・マイナンバー 暗記で 予防
認知症(群馬県)

増えました 診察券と 顔の

- しわ(八王子)
- ・40年原発にもある定年後
- ・一億の活躍に 入っている
高齢者(横浜市)
- ・誕生日 ローソク吹いて
立ちくらみ(大阪)

老後生活

- ・LED 使い切るまで 無い
寿命(京都)
- ・三時間 待っての病名

「加齢です」

- ・女子会と 言って出かける
ダイケアー(埼玉)
- ・起きたけど 寝るまでとくに
用もなし(群馬)
- ・つまづいて 何もないう道 振
り返り(神奈川)
- ・自覚ましの ベルはまだかと
起きて待つ
- ・延命は 不要と書いて 医者
通い
- ・年齢を重ね もう食べられぬ
豆の数(兵庫)
- ・指一本 スマホとオレを 使
う妻(北海道)
- ・万歩計 半分以上 探しもの
(大阪)
- ・未練ない 言うが地震で 先

に逃げ（茨城）

・飲み代が 酒から薬に

変わる年齢

・若づくり 席をゆずられ

ムダを知り

・入場料 顔見て即座に 割り

引かれ

・無農薬 こだわりながら 薬

づけ

・お若いと 言われ帽子を

脱ぎそびれ

・このごろは 話も入れ歯も

噛み合わず

・恋かなと 思っていたら

不整脈

・手をつなぐ 昔はデート

いま介護

・昔は手 今は通帳 握る妻

・「こないだ」と 50年前の

話する

・欲しかった 自由と時間

持て余す

・金貯めて 使う頃には 寝た

きり

・欲しいもの 今じゃ優しさ

だけになり

・足腰を 鍛えりや徘徊を

恐れられ

・年上が タイ

プだけれど

もういない

政治



・景気良く いくら騒いでも

良くならず（東京）

・ベア上昇 ニューズの中だけ

景気良い（上野）

・春は来たか 確かに来たよ

大企業（柏市）

・「わが軍」と総理に 九条す

でになし（深谷市）

・安倍政治 寝た子も 起きて

デモの波（飯能市）

・若者を 起こした総理に

功労賞（秋山市）

・切れ目なく 受け入れるのは

米の派兵依頼（柏市）

・基地のある所 戦争あり

・沖縄の民 踏みつけて七〇年

・沖縄は 沖縄と呼ぶ 植民地

（E）

2015年末年始繁忙期間中の手当等

〈 管理者を除く社員及び高齢再雇用社員 〉 共通版

勤務指定		当日の勤務	出勤簿	代休・手当など	備考
12月	勤務日	勤務した	「祝日」の下部に押印	前日代休または祝日給(どちらかを選択)	注: 祝日代休を選択した場合、正規の勤務時間(8時間)を超えた分は超勤手当125/100 なお、祝日代休は平成28年6月末までに付与
		勤務しない	祝日		勤務を命じられていた場合は、年休等
	週休	勤務した	「週休」の下部に押印	代休日と超勤手当	代休日は平成28年2月末日までに付与
		勤務しない	週休	代休日	週休日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない なお、代休日は平成28年2月末日までに付与
	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	祝日給と超勤手当	
		勤務しない	非番	祝日給	非番日を原則として土曜日に指定される社員以外の社員で、郵便局において郵便関係業務に従事する社員のみ
12月	勤務日	勤務した	押印		【窓口・渉外部門の社員に限る】 31日に勤務した場合は、代替休確保付与(なお、代替休は平成28年6月末までに付与) 注: 正規の勤務時間(8時間)を超えた分は超勤手当125/100
		勤務しない	特休等		
	週休	勤務した	「週休」の下部に押印	超勤手当	
		勤務しない	週休		【窓口・渉外部門の社員に限る】 29-30日は冬期休暇、年休等、31日は年末年始特別休暇(勤務を命じられていた場合は、年休等)
	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	超勤手当	
		勤務しない	非番		
1月	勤務日	勤務した	「祝日」の下部に押印	前日代休または祝日給(どちらかを選択)	注: 祝日代休を選択した場合、正規の勤務時間(8時間)を超えた分は超勤手当125/100 なお、祝日代休は平成28年6月末までに付与
		勤務しない	祝日		勤務を命じられていた場合は、年休等
	週休	勤務した	「週休」の下部に押印	代休日と超勤手当	勤務した全時間を、休日勤務として支給(135/100) 代休日は平成28年3月末日までに付与
		勤務しない	週休	代休日	週休日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない なお、代休日は平成28年3月末日までに付与
	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	祝日給と超勤手当	
		勤務しない	非番	祝日給	非番日を原則として土曜日に指定される社員以外の社員で、郵便局において郵便関係業務に従事する社員のみ
1月	勤務日	勤務した	押印	祝日給	正規の勤務時間(8時間)を超えた分は超勤手当を支給(135/100) 祝日ではないので、祝日代休は選択できない 年末年始特別休暇(勤務を命じられていた場合は、年休等)
		勤務しない	特休等		
	週休	勤務した	「週休」の下部に押印	超勤手当	
		勤務しない	週休		
	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	超勤手当	
		勤務しない	非番		

○短時間社員は祝日代休、代休及び代休日は付与されません

○上記の各日における祝日、週休日、非番日に出勤した場合の祝日給、超勤手当は135/100

○上記の各日で勤務した日における、正規の勤務時間(8時間)を超えて勤務した場合の超勤手当は、注以外については135/100

※年末年始勤務手当

◎12月29、30、31日…4,000円/日(2,000円/日)

◎1月1、2、3日…5,000円/日(2,500円/日)

※実際に勤務した時間が4時間以下又は高齢再雇用短時間勤務II型社員、短時間社員の場合はカッコ内が適用

2015年年末年始繁忙期間中の手当等

〈 期間雇用社員 〉 共通版

		勤務指定	当日の勤務	出勤簿	代休・手当など	備考
12月	23日 (水) 祝日	勤務日	勤務した	押印	祝日割増賃金	月給制契約社員は135/100 時給制契約社員は100/100(注)及び祝日割増賃金35/100
			勤務しない	祝日		月給制契約社員のみ(勤務を命じられていた場合は、年休等)
		遅刻	勤務した	「遅休」の下部に押印	代休日(月給制契約社員) 時間外割増賃金	月給制契約社員は代休日及び135/100 なお、代休日は平成28年2月末日までに付与 時給制契約社員は135/100及び祝日割増賃金35/100
			勤務しない	遅休	代休日(月給制契約社員)	遅休日の前日及び翌日ともに、特休、無給の休暇、介護休暇、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない なお、代休日は平成28年2月末日までに付与
		非番	勤務した	「非番」の下部に押印	時間外割増賃金	月給制契約社員は135/100 時給制契約社員は125/100及び祝日割増賃金35/100
			勤務しない	非番		
12月	29日 (火)	勤務日	勤務した	押印		8時間を越える部分については125/100
		遅休	勤務した	「遅休」の下部に押印	時間外割増賃金	135/100
	勤務しない		遅休			
	31日 (木)	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	時間外割増賃金	月給制契約社員は135/100 時給制契約社員は125/100
			勤務しない	非番		
	1月	1日 (金) 祝日	勤務日	勤務した	押印	祝日割増賃金
勤務しない				祝日		月給制契約社員のみ(勤務を命じられていた場合は、年休等)
遅休			勤務した	「遅休」の下部に押印	代休日(月給制契約社員) 時間外割増賃金	月給制契約社員は代休日及び135/100 なお、代休日は平成28年3月末日までに付与 時給制契約社員は135/100及び祝日割増賃金35/100
			勤務しない	遅休	代休日(月給制契約社員)	代休日は平成28年3月末日までに付与 なお、遅休日の前日及び翌日ともに、特休、無給の休暇、介護休暇、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない
非番			勤務した	「非番」の下部に押印	時間外割増賃金	月給制契約社員は135/100 時給制契約社員は125/100及び祝日割増賃金35/100
			勤務しない	非番		
1月	2日 (土)	遅休	勤務した	「遅休」の下部に押印	時間外割増賃金	135/100
			勤務しない	遅休		
	3日 (日)	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	時間外割増賃金	月給制契約社員は135/100 時給制契約社員は125/100
			勤務しない	非番		

(注)8時間を越える部分については125/100

○年末年始期間中(12/29〜1/3)の勤務指定について、業務上勤務を要さない日は、「遅休日」を除き、「非番日」となります。

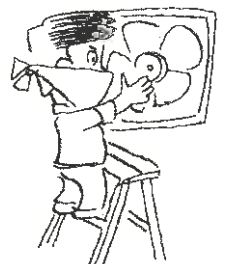
○時給制契約社員については、1日の勤務時間が8時間を越える部分については125/100

年末年始勤務手当(窓口業務組織の月給制契約社員のみ)に適用

◎12月29、30、31日・・・4,000円/日(2,000円/日)

◎1月1、2、3日・・・5,000円/日(2,500円/日)

※実際に勤務した時間が4時間以下のときは、カッコ内の支給額が適用



日
刊

JP新東京

No. 1744

2015年12月17日(木)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

一普分会 忘年会を開催！

去る11月25日(水)に、一普分会の忘年会が、はなの舞東陽町駅東陽4丁目店で行われました。平日の忙しい中、18名の組合員が参加しました。

会の冒頭、木村分会長より「健康をくずさず、年末繁忙期を無事に乗り切ろう」との挨拶があり、その後、井上支部書記長の乾杯の唱和で、盛大に忘年会がスタートしました。

その日は運良く、会場の店で月に1度のマグロの解体ショーがあり、3組限定で別料金はとられますが、客に貴重なトロやアラをふるまうとのことで、我らが小平分会書記長を代表にし、ジャンケン大会に参加。しかし、小平氏ジャンケンに負け、新鮮なトロは幻に(笑)。ですが、参加者少数で、アラを手に入れる事ができ、皆でおいしくいただきました。



また、8月に東京北部局に異動した、本多氏と森氏が途中から参加して下さいました。新東京・東京北部局ともに、年末繁忙期を乗り切ろうと、一致団結した忘年会になりました。

参加して下さった皆さん
ありがとうございました。
皆さん、健康に気をつけて
年末を乗り越えよう！



(投稿)

こんなマンガ？を読みました

風立ちぬ ～ 宮崎駿の妄想カムバック

宮崎 駿

大日本絵画 2200円+消費税

スタジオジブリの宮崎駿監督は、知る人ぞ知る、相当な兵器マニアです。その片鱗は「ナウシカ」や「ラピュタ」の飛行艇のデザインやアニメーションの動きに見てとれます。「となりのトトロ」の国民的大ヒット以降は、表向き万人受けする普通のアニメを制作していますが、映画制作の間に、模型雑誌「月刊モデルグラフィックス」でフルカラーマンガを超不定期連載しています。それらをまとめた単行本「宮崎駿の雑想ノート」「飛行艇時代(映画『紅の豚』原作)」「泥まみれの虎」に続く4冊目が、2013年映画にもなった「風立ちぬ」です。

2009年に連載されたマンガ「風立ちぬ」は、日中・太平洋戦争で活躍した海軍零(れい)式艦上戦闘機(通称ゼロ戦)を設計した堀越次郎氏の、昭和初期に三菱に入社してから九試単戦(後の九六式艦戦、ゼロ戦の前の海軍の主力戦闘機)を完成させるまでの過程に、堀辰雄氏の小説のような恋愛模様を織り交ぜた、いままでの宮崎監督の連載マンガとは、ちょっとテイストが変わったものになっています。とはいっても、そもそもマニア雑誌向けにマンガを描いているので、男の登場人物は全員ブタ(擬豚化というのだろうか、堀辰雄は一人だけ犬で、女はきちんとした人間なのだが)、ところどころ宮崎監督のオトボケやウンチクが入るなど肩の力を抜いているし、ただの兵器マニアではないので反戦も唱え、宮崎監督の説明が足りない部分は編集部コラムで埋めているので、映画よりわかりやすい読み物です。

ですので、映画「風立ちぬ」がよく分からなかった方は、このマンガ版がおすすめです。……え、税込2376円は高い。失礼いたしました。

【猫舌】

日 刊 JP 新東京	No.1745	2015年12月18日(金)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

2015年 二普分会 忘年会開催

年末繁忙をひかえた、11月29日(日)に今年1年間のさまざまな出来事を、お酒の肴にして二普分会の忘年会を開催しました。同じ職場で働く仲間が、総勢40名も集まり日頃の職場の話や他局の情報など、約3時間にわたり大いに盛り上がりました。

まず始めに、手塚分会長の「今年1年、大変お疲れさまでした」と言う挨拶があり、銀座から緊急参加して下さった外立 響さんのありがたい乾杯の音頭で宴がスタートしました。宴が始まると、酔ってしまっているのか、日頃のうっぷんを晴らしている人や、これから始まる年末繁忙について一生懸命聞いている人もいました。私が印象に残ったのは、東京北部郵便局から2名の方と銀座局から2名の方に来て頂いて、他局の様々な情報が聞く事ができたのが大変嬉しかったです。

宴の途中で、9月から新たに分会の役員になった藤本さん、寺坂さんの挨拶がありました。2人とも、まだ厚物と棚物の担務のみの為、まだ組合員の方を全て分かっているわけでもなく、初めてお話をする組合員の方もいてとても新鮮に思えました。新しく加わった2人を含めた二普分会役員一同で力を合わせて頑張っていきたいと思います。

あっという間に宴も進み、最後の挨拶を青木 繁さんにして頂いて「頑張ろう！」三唱で2015年の二普分会忘年会は、大いに盛り上がり終了しました。

最後になりましたが、今年一年組合員の方を始め組合役員のみならず、本当にお疲れさまでした。2016年も新たな二普分会を組合員の方、組合役員のみinnで作り上げて行きましょう、ご協力お願いいたします。

なんば奨二の 言わせてください

便利さも良いけれど 見直そう紙幣・貨幣の技術力

紙幣や貨幣の流通が電子マネーやクレジットカードの普及で減少しているとのこと。以前から想定されたことで、私自身の現金使用行動を振り返っても納得するところ。

直近のデータによると、買い物等の日常的な支払いのうち、1千円超～5千円以下の支払いにおける現金比率は81.2%。5千円超～1万円以下：72.4%、1万円超～5万円以下：55.9%、5万円超：44.5%と過去最低を更新しているようです。こうした傾向は、カード支払いによるポイント制等の充実により一層強まることでしょう。

しかし便利さ優先で忘れてはならないのが、我が国の紙幣と貨幣の「技術力」の高さです。諸外国の紙幣や貨幣と比べて出来栄えの違いを多くの方が実感されたことがあると思います。印刷・刻印はもちろんのこと「偽造防止」や「認識印」等の技術力の高さは世界に誇れるものです。

紙幣は国立印刷局、貨幣は国立造幣局で製造されており、両局の労働組合は古くからの友人です。この度、工場視察の機会を得て再確認したことは、（1）紙幣・貨幣の製造は国の機関が責任を持って行うこと、（2）そこに働く者は公務員の身分であること、（3）技術の伝承が必要不可欠であること、等です。歴史と伝統の上に築かれた「匠の技」に感嘆したところです。

2020年のオリ・パラ東京大会の開催を契機に「改札」「改鑄」が行われれば、改めて我が国の技術力の高さと紙幣・貨幣を使うことの楽しさを再発見することになるでしょう。その実現に期待するものです。

日 刊

新東京

No.1747

2015年
12月22日(火)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

2特分会忘年会 錦糸町格亭 3の名超

12月13日、錦糸町の居酒屋格亭に30名超の組合員が集まり楽しいひとときを過ごしました。

8月に北部局が全面開局し旧2特と旧3特の業務統合が本格的に開始されました。今までは近くで働いていたものの仕事のまじわりはほとんどなく、近くて遠い特殊

分会でした。夏には分会主催のビアガーデンを企画したり少しずつ交流を深めてきました。

忘年会ではみんなの距離をいつそう縮めようと分会役員が頭をひねり、場所取りや司会進行を協議し楽しめる会を企画しました。

乾杯は北部局に異動したK元さん「北部は大変ですが頑張ってい

ます、乾杯」と忘年会スタート。旧2特と旧3特、A番・B番が混じり合い、ビールをぐびぐびと飲みました。

「北部以降、職場はなかなか落ち着かない」、「互いに仕事を教え教えられるながら何とかやっていく」などいろいろな話が出てきました。

2特分会恒例のじゃんけん大会では豪華賞品が飛び出し今までになく熱いじゃんけんとなりました。みごとMさんが優勝！こんなに豪華な景品でいいの！いいよ！ということだけが人もなく無事に忘年会も終了しました。

たくさんのカンパをいただきました。この場でお礼申し上げます。



じゃんけん大会では豪華賞品は優勝賞品ディズニーペア券でした

2特分公会議開催 職場目線で論議

12月1日、2特分公会議を開催しました。

高木分会長から「今日は休みや深夜勤の前などで来ていただきありがとうございます。北部以降の職場問題を中心に論議していきましよう」とあいさつがあり、福井書記長の司会進行で分会会議が始まりました。

木村執行委員から組織拡大、年末要求書回答のポイント、共済、なんば後援会、など執行委員会の報告がありまし



安全第一
SAFETY FIRST

た。
北部開
局8月で
職場レイ
アウトが
変わりよ

うやく落ち着いてきたなと思った矢先に突然の職場レイアウトの変更、「そもそもなんでレイアウト変わったのか」、「なんで職場の意見を聞かないで一方的に変更するのか」、「前より狭くなっている、意味わからない」と意見噴出、ようやくなれてきたのに・・・。

また、北部開局後「毎日のように休憩時間が食い込んで結束を確保している」、「深夜帯の要員の不足がわかっているのにもかかわらず補充していない」、「深夜勤のゆうメイトは疲労困憊となっている」、「明けで超勤かけているけどお

しいんじゃないか」、「要員が足りてないんだれがどこまで理解しているのか」とどこの職場でも悲惨になってきている要員問題を論議しました。

「いままで継越で来ていた多摩がばらばら雑で来るようになった。あきらかに仕事増えている」、「大阪から来るパレットは1ケース速達があればすべて開披している、中身はそもそもめちゃくちゃ」、「送達証など局名を印刷したものできなのか、作るひまもない」、「北部局ができてから旧伝2はまぎわにドカツと来るようになった、以前よりきつい」、「国際のやり方もムダが多い」、「年末繁忙の業研は毎年ない、どうなっているのか」、「労災防止の対策が不十分、危険なパレットを回収すること」などなど職場目線で論議してきました。

日 刊 JP新東京	No.1748	2015年12月24日(木)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

「第8回定期全国大会決定要求書」 に関する中央交渉の大綱整理

8月28日に各社に提出した「第8回定期全国大会決定要求書」について、精力的に交渉を展開してきたところですが、継続課題としている項もあるものの、現時点で到達点に達したとの判断から、大綱整理を図りました。

【各社共通】

労使関係マネジメントの高度化（項番1）

—自らの職場に『重要なパートナー』であるJP労組が存在しているとの認識を深める—

(1) 労使関係マネジメントの重要性について再認識の上で、そのさらなる高度化に向けて取り組みを強化するよう求めてきました。

(2) 会社は「これまでも①「支部労使の出会いの場」の主体的・能動的な開催を指示、②管理社員の職務行動評価に労使関係マネジメントに関する観察ポイントを追加するなど具体的な取り組みを行ってきたことにより労使関係マネジメントは総体的に深まりつつある」との考え方を示しました。

(3) また、労使関係マネジメントにおいて「自らの職場に『重要なパートナー』であるJP労組が存在しているとの認識を深める」ことが重要であるとして「そうした認識の醸成に向け、会議・研修等を活用して浸透・定着を図っていく」との考え方を示したことから、今後その取り組みについて注視していきます。

改正労働契約法（項番2）

—無期転換権の付与については、法律を前倒しする方向で検討—

(1) 改正労働契約法の施行（2013年4月）に伴い、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超え（無期転換権の発生）、労働者が申込みを行えば、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）となります。法律どおりの運用であれば、施行5年後の2018年4月1日に転換権が発生し、その後、申請に基づき有期契約満了した翌日から無期労働契約に転換されることとなります。

(2) 改正労働契約法に基づく無期労働契約への転換に向けては、これまで複数回にわた

り、春闘交渉や過去の全国大会決定要求で求めてきましたが、職務や働き方の変更、また、それに伴う処遇の変更に対する考え方に労使間のかい離が大きいことから、まずは、すでに通算契約期間が5年を超えている期間雇用社員について、来年4月に向け転換実現を優先し、交渉を展開してきました。

(3) 会社は①約10万人の期間雇用社員が無期転換の対象となり、制度詳細の議論がこれからであること、②新たな社員管理準備（システム構築を含む）が非常に大変なことから、来年4月の無期転換は困難との姿勢を示しつつ、これまでの議論経過や要求の主旨にできるだけ応えるとして「少なくとも法律に基づく2018年4月からの無期転換権の付与については、前倒しする方向で検討する」との考え方を示しました。

(4) 本部としては、無期転換権の付与を前倒しするとした具体的前進回答が示されたと判断しており、引き続き無期転換権の時期および社員区分のあり方など、詳細の制度設計に向けた交渉を展開していきます。

時給制契約社員のスキル認定の仕組み（項番3）

一人材育成の視点に立った必要な訓練・研修の確実な実施

(1) 正社員登用要件に早期に達するための計画的な人材育成と人事評価の具体的な取り組みについて求めてきました。

(2) 会社は「計画的な人材育成、適時・適切な人事評価を行うことは、制度の適切な運用はもちろんのこと、時給制契約社員のスキル向上が業務遂行にとって必要であること、社員のモチベーションアップ、生産性向上の上で不可欠である」としています。

更に「人材育成の視点に立った必要な訓練・研修を実施し、継続的に取り組むとともに管理・役職者に対する適切な人事評価に向け、引き続き指導を徹底する」との考えが示されたことからグループ各社における取り組みを注視して必要な対応を図っていくこととします。

(3) 要員不足等余裕のない職場環境下で十分な通区訓練が実施されていない実態にあるとの本部の指摘に対し、会社は、具体的な取り組みとして、今年度上期に重点を置いた通区訓練計画を策定し、積極的に通区訓練を行ったとしています。支社からの聞き取りから例年以上に通区訓練を実施し、全国平均で社員1人当たりの通区率向上等、一定の成果は上がったこと、年明け以降も引き続き通区率の向上に努めるとの考え方もあわせて示しました。

(4) 本部としては、実効性の検証が必要と考えており取り組み状況については、職場実情調査結果も踏まえつつ交渉を継続していきます。

(5) なお、定期評価のみではなく能力発揮による臨時評価等、新たな仕組みを検討するよう求めてきましたが、現行制度の※『飛び級』の運用で実施されているとして、要求に応えることは困難であるとの回答に止まりました。

本部は、飛び級制度そのものは否定するものではなく、認知度や運用に課題があると考えており、『飛び級』について、関係規程等の整備と積極的な活用を申し入れたところです。

65歳までの定年延長・働き方（項番4）

－65歳まで働くことのできる環境整備に向けた議論を行うことで一致－

（1）年金支給開始年齢の65歳までの延伸に伴い、定年延長をはじめとしたモチベーションを維持して働くことのできる環境整備を求めてきました。

（2）会社は、65歳までの定年延長に係る以下の論点を示してきました。一方で「労働力人口の減少、年金支給開始年齢の段階的引き上げの中で社員が65歳までモチベーションを維持・向上しつつ働ける環境を整備する必要があり、会社としては65歳までの働き方や別途見直し案を示すこととしている高齢再雇用制度改正（案）の成案が出来次第、協議を進めたい」としています。

- 定年延長した場合の基本賃金等の水準と現役世代の財源負担の是非
- 退職手当の支給時期が65歳となることによる生活設計への影響
- ポイント制退職金制度への影響
- 役職定年制
- 60歳超の正社員の増加と新規採用の減少による労働力構成と事業への影響

（3）2013春闘交渉で労使確認した現行の高齢再雇用制度は、それまでの選考基準（人事評価や作文・面接）を廃止し、原則、希望者全員が65歳まで継続雇用される制度として労働協約を締結してきました。

さらに定年延長は、組合員の意識実態調査によるニーズも踏まえて求めているものでありますが、安定的な労働力を確保していくためにも65歳までモチベーションを維持して働ける環境整備に向けては労使共通認識にあることから、継続した議論を積み上げることとします。

通勤手当・移転料（項番5）

－グループ各社や他民間企業の支給実態により必要な見直しを協議・検討－

－移転料は、今後引越し費用や民間事例調査を行う－

（1）通勤手当は、民営化以降、新幹線等通勤者の経済的負担軽減を図るよう求め、特別料金相当額の上限を45,000円まで段階的に改善。通常の通勤手当の上限額55,000円とあわせた手当額の上限は、非課税限度額の10万円となっていますが、人事異動に伴いやむを得ず、新幹線通勤や有料道を利用しなければならない社員が実費負担とならないよう求めてきました。

（2）会社は「通勤手当は、通勤に要する経費を補助するための手当であること、新幹線等通勤手当額も単身赴任者や新幹線がない長距離通勤者との均衡にも配慮しつつ、通勤の実態、遠距離通勤者の経済的負担軽減を図るため、可能な範囲で見直しを実施してきた」として労使の主張は平行線となりました。

（3）しかしながら、これまで数次にわたる要求交渉を展開してきた中で、本大会での精力的な求めに対し、会社の最終回答として「今後ともグループ各社の支給実態や他民間企

業の支給実態、他の社員との均衡等にも配慮しつつ、必要な見直しについて協議・検討を行っていく」との考え方を示させました。また、異動に伴う移転料の増額要求に対しては「今後、引っ越し時期（繁忙期）によって高額になっている実態など、同様の認識を示し、他の民間事例等の調査を行う」としていることから、会社の調査結果を早急に示させたいと、引き続き対応していくこととします。

メンタルヘルス対策（項番6）

－来年度の定期健康診断時期に『ストレスチェック』を全事業所で実施－

※省略

ハラスメント対策（項番7）

－『ハラスメントの撲滅』に向けた継続的な意見交換－

（1）職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」は労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為であり、人材の流出や事業の生産性の低下といった損失を防ぐためにも、根絶に向けた取り組みは、労使共通の課題と位置付け、これまで労使で協議し実践することで確認してきた研修をはじめとした啓発・指導等、各種取り組みが行われています。

（2）しかしながら、全国大会をはじめとした機関会議で依然として多くの意見があることを受け、一層の意識を高めていくため、グループ各社に『ハラスメント撲滅宣言』と労使で協議できる体制の構築を求めてきました。

（3）これに対し各社からは「今後も全社員に対するメッセージの発信等を通して、ハラスメントの排除に向けた取り組みを強化していきたい」「ハラスメントを見過ごさず、また許さないという職場環境の構築に取り組んでいきたい」との強い姿勢が示されました。

（4）本部は、示された回答内容が研修・指導等にしっかり反映させるよう申し入れるとともに、引き続き『ハラスメントの撲滅』に向けた継続的な交渉を行い、JP労組が行ってきた職場実情調査結果等も踏まえ対応していくこととします。

新卒採用、正社員登用上積み（項番8）

－職場実情調査結果に基づき具体的対策に継続交渉－

（1）本部は、労働力確保に向けて、新卒採用及び正社員登用の上積みを行うよう求めてきました。

（2）会社は「正社員の採用・登用数は、安定的労働力確保・正社員の年齢構成等に配慮しつつ、退職等に伴う正社員の減少見込みや業務量の変化見込み等を勘案し、年度別に計画を策定しているが、昨今の労働力市場や安定的な業務運行確保に鑑み、必要数を確保できるよう最大限配慮していく」との考えに止まっています。

（3）現場の要員不足の課題は待たなしであり、具体的回答引き出しに向けて、間を置かずに交渉を継続していくこととし、まずは、2016年度の新規採用者の内定状況を踏まえ、特に労働力確保難が想定される郵便・物流事業については、登用数の上積みを含めた正社員数を確保させること、あわせて、職場実情調査結果をもとにさらに具体的対策を会社に強く求めていきます。

日 ア新東京 刊	No.1749	2015年12月25日(金)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

郵便・物流ネットワーク再編集中処理（Eグループ）に伴う業務の移り変わりについて

日本郵便東京支社から、郵便・物流ネットワーク再編集中処理（Eグループ）に伴う業務の移り変わりについての情報提供がありましたので周知します。

- 1 実施時期（予定）
2016年2月1日（月）及び15日（月）
- 2 実施郵便局

集中局（エリア）	被集中局	実施月日
新東京エリア	江戸川、小岩、葛西郵便局	2016年2月 1日(月)
東京北部エリア	板橋、板橋北、板橋西郵便局	2016年2月 1日(月)
	練馬、石神井、大泉、光が丘郵便局	2016年2月15日(月)
東京多摩エリア	町田、鶴川、昭島、青梅、狛江郵便局	2016年2月 1日(月)

3 運送便の移り変わり

(1) 地域内伝送便

ア 新東京郵便局

2月1日（月）の新東京下1号便までを現行ダイヤで運行し、下2号便以降改正ダイヤに変更する

イ 東京北部郵便局

2月1日（月）の東京北部下1号便までを現行ダイヤで運行し、下2号便以降改正ダイヤに変更する。

ただし、練馬、石神井、大泉、光が丘郵便局（以下「練馬区内4局」）は、2月15日（月）の東京北部1号便までを現行ダイヤで運行し、下2号便以降改正ダイヤに変更する。

ウ 東京多摩郵便局

2月1日（月）の東京多摩下1号便までを現行ダイヤで運行し、配達集中2号便以降改正ダイヤに変更する。

(2) 新越谷伝送便

2月1日（月）の下1号便から改正ダイヤに変更する。

4 内務事務集中処理

(1) 差立

2月1日（月）※の伝送上1号便から被集中局は、別紙のとおり郵便物を分類の上送付する。

(2) 配達

集中局は、2月1日（月）※下1号相当便の結束以降に到着した小型及び大型郵便物の集中処理を開始する。

なお、利用者区分やカラー管理郵便物等で機械供給可能な郵便物は、道順組立及び配達区分を実施する。

※練馬区内4局は「2月15日（月）」と読み替える。

(3) カラー管理郵便物について

ア 被集中局の新越谷郵便局からの運送便は1月31日（日）下1・上一号便が新越谷便現行ダイヤの最終便となるため、それ以降に引き受けたカラー管理郵便物は、新東京郵便局へ送付する。（※表札は変更無）

イ 2月1日（月）から、東京・越谷便で各局カラー管理郵便物は、新東京へ直接送付する。

※被集中局でのカラー管理郵便物の区分方法は他地域（21～09）、自地域（10～20）の2区分とする。

5 郵便機械類

2月1日（月）時点での配備状況

局名／機器	書状区分機	大型区分機	パケット区分機	記録郵便用区分機
新東京	17台（変更無）	2台（変更無）	2台（変更無）	2台（変更無）
東京北部	14台（変更無）	2台（変更無）	1台（変更無）	1台（変更無）
東京多摩	8台（変更無）	1台（変更無）	1台（変更無）	1台（変更無）

※被集中局の書状区分機の撤去等については、別途とする。

6 要員配置

集中局での勤務は2月1日（月）※の日勤帯から勤務開始とする。

※練馬区内4局は「2月15日（月）」と読み替える。

地本は、送達レベル維持の観点から区分方法について質しました。

支社は、送達レベルの変更は伴わないことから、上3号便において「多摩エリア地域（18～20）はスピードアップ地域のみ優先扱い」とする考えを示しました。

また、別紙で記載されている書留の差立て方法における票札については、それぞれ優先地域対象の票札となることから、便宜QRコードの表示がされていません。各優先便ごとの票札を作成し、対象優先便での送達証を作成し送付することとなります。

該当する支部・分会は周知・対応を要請します。なお、問題点等がありましたら、東京地本まで連絡をお願いします。

日

JP新東京

刊

No.1750

2015年12月28日(月)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784

内線 4353

～2015年最後の日刊JP新東京～

一年は本当に速いもので今年も残すとこあと数日となりました。土日祝日以外は毎日発行している日刊JP新東京も今年最後の発行となります。一年間、ご愛読ありがとうございました。

今年、新東京支部にとって大きな変革が起こった年ではなかったでしょうか。一番大きな事としては、埼玉県和光市に新しくできた北部郵便局に関する要員協議や開局に伴う業務変更だと思えます。昨年末より始まった北部郵便局立ち上げに向けた意向調査においては、各分会の組合員に協力していただき、異動希望の有無の集約に努めてきました。

また職場オルグを複数回開催し、多くの組合員の方に参加して頂きました。執行部としてもオルグ時点で降りてきている情報は少なかつたり、情報が不足していたりしましたが、正確かつ速やかに伝えたい思いで勉強会を開催し、少しでも理解してもらえるようなオルグに努めました。強制的な配転が行われないよう注視しつつも、新東京に残った組合員が不安なく業務が行えるよう会社にも意見や提言をしてきました。

その他としては、郵政3社の株式上場や、安保法制による平和の重要性を問う問題がありました。全国大会では、安保法制に反対の立場を表明する特別決議が採択され、新東京支部としても毎年参加している3.10東京大空襲平和集会へ千羽鶴を奉納し、継続して平和を訴えていく事を支部大会で確認しました。

統一地方選挙においては、江戸川区議会議員の中里省三氏の再選は組合員の方々の支援のもと果たせましたが、江東区議会議員だった新島つねお氏は次点ながら落選させてしまいました。新東京支部とはいちばん密接な関係だった組織内議員を再選させられなかった事を執行部や分会3役が重く受け止めつつ、来年に行われる参議院選挙においては、なんば奨二氏の再選に向け組合員の方への理解や協力をお願いしていきますのでよろしくお祈いします。

最後に、2016年も日刊紙において組合員の方々へ迅速に情報やレク・カンパ等の周知をしていきますので引き続きよろしくお祈いします。

2015年末年始繁忙期間中の手当等

〈 管理者を除く社員及び高齢再雇用社員 〉 共通版

12月	29日 (火)	勤務日	勤務した	押印		【窓口・渉外部門の社員に限る】 31日に勤務した場合は、代替休暇付与（なお、代替休暇は平成28年6月末までに付与） 注：正規の勤務時間（8時間）を超えた分は超勤手当125/100
			勤務しない	特休等		
	30日 (水)	週休	勤務した	「週休」の下部に押印	超勤手当	
			勤務しない	週休		
	31日 (木)	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	超勤手当	
			勤務しない	非番		

1月	1日 (金) 祝日	勤務日	勤務した	「祝日」の下部に押印	祝日代休または祝日給（どちらかを選択）	注：祝日代休を選択した場合、正規の勤務時間（8時間）を超えた分は超勤手当125/100 なお、祝日代休は平成28年6月末までに付与
			勤務しない	祝日		勤務を命じられていた場合は、年休等
		週休	勤務した	「週休」の下部に押印	代休日と超勤手当	勤務した全時間を、休日勤務として支給（135/100） 代休日は平成28年3月末日までに付与
			勤務しない	週休	代休日	週休日の前日及び翌日ともに、特休、病休、介護休、組休、欠勤の場合は代休日は付与されない なお、代休日は平成28年3月末日までに付与
		非番	勤務した	「非番」の下部に押印	祝日給と超勤手当	
			勤務しない	非番	祝日給	非番日を原則として土曜日に指定される社員以外の社員で、郵便局において郵便関係業務に従事する社員のみ

1月	2日 (土)	勤務日	勤務した	押印	祝日給	正規の勤務時間（8時間）を超えた分は超勤手当を支給（135/100） 祝日ではないので、祝日代休は選択できない
			勤務しない	特休等		年末年始特別休暇（勤務を命じられていた場合は、年休等）
	3日 (日)	週休	勤務した	「週休」の下部に押印	超勤手当	
			勤務しない	週休		
	非番	勤務した	「非番」の下部に押印	超勤手当		
		勤務しない	非番			

○短時間社員は祝日代休、代休及び代休日は付与されません

○上記の各日における祝日、週休日、非番日に出勤した場合の祝日給、超勤手当は135/100

○上記の各日で勤務した日における、正規の勤務時間（8時間）を超えて勤務した場合の超勤手当は、注以外については135/100

※年末年始勤務手当

◎12月29、30、31日…4,000円/日（2,000円/日）

◎1月1、2、3日…5,000円/日（2,500円/日）

※実際に勤務した時間が4時間以下又は高齢再雇用短時間勤務Ⅱ型社員、短時間社員のときはカッコ内が適用